

前期中（1～6月）に
専従者・従業員・パート等に給与支払をされた方は、
7月10日（月）までに
源泉所得税の納付が必要です。 ※納期の特例適用者

源泉所得税がかからない額（0円）でも、税務署へ報告（納付書の提出）の
 必要があります。



当会において、源泉所得税相談会を実施致します。（完全予約制）

相談期間：6月16日（金）～7月10日（月）

相談時間：30分（ただし従業員が3名以上または、2名で2名とも源泉
 徴収ありの場合は60分）

予約方法：①当会予約サイトより ※要会員番号、パスワード

②電話 050-3719-5607 ※平日 午前9時～午後5時

③来所 ※平日 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時



持ち物：

① 源泉徴収簿

事前に毎月の給与等支給額や源泉
 所得税をご記入ください。

② 扶養控除等（異動）申告書

専従者、従業員へ渡し、記入後、
 提出してもらってください。

③ 納付書（所得税徴収高計算書）



※ e-Tax 送信をし、送付不要に
 した場合は、用紙は送られま
 せん。

④ マイナンバーカード



※ ①、②は当会ホームページよりダウンロードできます。
 （お手元保管が必要な書類です。）

※ ④はお持ちの方のみ、パスワードもご持参ください。

ご自身でご提出や納税を行う場合は、
裏面をご参照下さい。



一般社団法人みどり青色申告会事務局

横浜市青葉区田奈町 13-17

TEL：045-989-5011

FAX：045-989-5022

予約 TEL：050-3719-5607

e-mail：midori-aoiro@nifty.com

ホームページ 'みどり青色' で検索

(記載例)

税額が発生しない場合

- ・給与を受ける方の扶養親族等の数が0人で給与の月額が 88,000 円未満
- ・ 〃 扶養親族等の数が1人で給与の月額が 119,000 円未満 の場合など

ご記入の上、納付書を当会宛に郵送してください。(控えは次回来所時返却)

(例) 従業員 1 名 月給 80,000 円 月末支払の場合

国税 源泉徴収金 (納付書) 給与所得、退職所得等の所得税額計算書 総 領収済通知書 (法人用) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

32399 05 緑 税務課 00031985 110 1 2 3 4 5 6 7 8

納期等の区分
0501
0506

住所
〒110-0000 東京都千代田区千代田

〒045-9890 横浜市青葉区田奈町〇〇-△△
青色 太郎

本 税 0
延 済 税
合 計 額 ¥0

税額が発生する場合

- ・給与を受ける方の扶養親族等の数が0人で給与の月額が88,000 円以上
- ・ 〃 扶養親族等の数が1人で給与の月額が 119,000 円以上 の場合など

ご記入の上、ご自身で期日までに金融機関または税務署で納付してください。

(例) 従業員 1 名 (扶養親族等 0 名) 月給 150,000 円月末支払の場合

国税 源泉徴収金 (納付書) 給与所得、退職所得等の所得税額計算書 総 領収済通知書 (法人用) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

32399 05 緑 税務課 00031985 110 1 2 3 4 5 6 7 8

納期等の区分
0501
0506

住所
〒110-0000 東京都千代田区千代田

〒045-9890 横浜市青葉区田奈町〇〇-△△
青色 太郎

本 税 17880
延 済 税
合 計 額 ¥17880

※ 上記以外のケースや、ご不明な点がございましたら事務局までご連絡ください。